

大阪府環境影響評価条例施行規則及び大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十一月一日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第百二十七号

大阪府環境影響評価条例施行規則及び大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(大阪府環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第一条 大阪府環境影響評価条例施行規則(平成十一年大阪府規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(事業者の氏名等の変更の場合の届出) 第五十三条の二 条例第三十条の二の規定による届出は、同条に規定する事項を変更した日から三十日以内に、氏名等変更届出書(様式第十一号の二)により行わなければならない。</p> <p>別表第二(第十六条関係) 一―六 (略) 七 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項</th> <th style="width: 95%;">行 為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出、同法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出</td> </tr> </tbody> </table> <p>八―十九 (略)</p>	項	行 為	一	下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出、同法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出	<p>(事業者の氏名等の変更の場合の届出) 第五十三条の二 条例第三十条の二の規定による届出は、同条に規定する事項を変更した日から三十日以内に、氏名変更等届出書(様式第十一号の二)により行わなければならない。</p> <p>別表第二(第十六条関係) 一―六 (略) 七 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項</th> <th style="width: 95%;">行 為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出、同法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出</td> </tr> </tbody> </table> <p>八―十九 (略)</p>	項	行 為	一	下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出、同法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出
項	行 為								
一	下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出、同法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出								
項	行 為								
一	下水道法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による協議、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出、同法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協議又は同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出								

様式第一号から様式第十九号までの規定中「㊦」を削る。

(大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成二十七年大阪府規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可を要しない法令等による処分による土砂埋立て等) 第四条 (略)</p>	<p>(許可を要しない法令等による処分による土砂埋立て等) 第四条 (略)</p>

様式第1号その2 (第6条関係)

(表)
土砂埋立て等に係る土地使用同意書 (変更許可)

(略)

(略)

氏名

(略)

(裏) (略)

様式第1号その1 (第6条関係)

(表)
土砂埋立て等に係る土地使用同意書

(略)

(略)

氏名

(略)

(裏) (略)

一四 (略)
五 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)
第十六条 (同法第二十五条の二十及び第三十
一条において準用する場合を含む。) の承認
六十一 (略)

様式第1号その2 (第6条関係)

(表)
土砂埋立て等に係る土地使用同意書 (変更許可)

(略)

(略)

氏名

(略)

印

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

(注) 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏) (略)

様式第1号その1 (第6条関係)

(表)
土砂埋立て等に係る土地使用同意書

(略)

(略)

氏名

(略)

印

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

(注) 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏) (略)

一四 (略)
五 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)
第十六条 (同法第二十五条の十八及び第二十
一条において準用する場合を含む。) の承認
六十一 (略)

<p>様式第1号その3 (第6条関係)</p> <p>(表)</p> <p>土砂埋立て等に係る土地使用同意書 (地位承継)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>氏名</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(裏) (略)</p>	<p>様式第1号その3 (第6条関係)</p> <p>(表)</p> <p>土砂埋立て等に係る土地使用同意書 (地位承継)</p> <p>(略)</p> <p><u>ここに同意したことを証するため、署名押印します。</u></p> <p>(略)</p> <p>氏名</p> <p>(略)</p> <p>印</p> <p>(注) 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。</p> <p>(裏) (略)</p>
--	---

様式第二号、様式第三号、様式第五号から様式第九号まで及び様式第十一号から様式第十八号までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の大阪府環境影響評価条例施行規則又は第二条の規定による改正前の大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下これらを「旧規則」という。）の様式により提出されている環境影響評価方法書及び要約書提出書その他の書類は、第一条の規定による改正後の大阪府環境影響評価条例施行規則又は第二条の規定による改正後の大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下これらを「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。